（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部改正）

第二条　精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校」を削る。

第三条第一項第十号中「実習施設」を「厚生労働大臣が別に定める施設又は事業のうち、精神保健福祉援助実習を行うのに適当なもの（以下「実習施設等」という。）」に改め、「概要」の下に「及び実習指導者の氏名又は実習を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）の名称及び当該市町村における実習指導者の氏名」を加える。

第四条第一項中「限る。）」を「限る。）若しくは」に改め、「若しくは同項第十号に掲げる事項」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「若しくは同項第五号」を「、同項第五号」に改め、「除く。）」の下に「若しくは同項第十号に掲げる事項」を加え、同項を同条第二項とする。

第五条第一号中ホからタまでを次のように改める。

ホ　精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専門）並びに精神保健福祉援助実習指導を教授する教員の数は、それぞれ学生二十人につき一人以上とすること。

ヘ　別表第二に定める数以上の専任教員を有し、かつ、専任教員として、次に掲げる者を少なくとも一人ずつ有すること。

(1)　教務に関する主任者

(2)　精神保健福祉相談援助の基盤（専門）、精神保健福祉の理論と相談援助の展開、精神保健福祉に関する制度とサービス、精神障害者の生活支援システム又は精神保健福祉援助演習（専門）を教授できる者

(3)　精神保健福祉援助実習指導又は精神保健福祉援助実習を教授できる者

ト　精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専門）、精神保健福祉援助実習指導又は精神保健福祉援助実習を教授する教員は、次に掲げる者のいずれかであること。

(1)　学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれらに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教授に関し五年以上の経験を有する者

(2)　学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教授に関し五年以上の経験を有する者

(3)　精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に五年以上従事した経験を有する者

(4)　精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

チ　同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の普通教室を有すること。

リ　少なくとも学生二十人につき一室の割合で、精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専門）を行うための演習室並びに精神保健福祉援助実習指導を行うための実習指導室をそれぞれ有すること。ただし、精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専門）並びに精神保健福祉援助実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

ヌ　教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。

ル　実習施設等を精神保健福祉援助実習に利用できること。

ヲ　実習指導者（実習施設等において精神保健福祉援助実習を指導する者をいう。以下同じ。）は、精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

ワ　一の実習施設等における精神保健福祉援助実習について指導を行う実習指導者の数は、同時に指導を行う学生五人につき一人以上とすること。

カ　専任の事務職員を有すること。

ヨ　管理及び維持経営の方法が確実であること。

タ　入学若しくは入所し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されており、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであってはならないこと。

第五条第一号レ及びソを削る。

第五条第二号イ中「、ト、カからタまで及びソ」を「、ホ、ト、ルからワまで、ヨ及びタ」に改め、同号ロ中「別表第三」の下に「の科目の欄」を加え、「に定める時間以上」を「の時間数の欄に定める時間数以上」に、「内容は」を「内容が」に改め、同号ロ(2)中「権威」を「信頼」に改め、同号チ中「精神保健福祉援助実習が、九十時間以上行われる」を「実習の内容は、別表第三に定めるもの以上である」に改め、ただし書を削り、同号チを同号リとし、同号ト中「割合の演習室が面接授業実施期間において確保されていること」を「割合で、精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専門）を行うための演習室並びに精神保健福祉援助実習指導を行うための実習指導室が面接授業の実施期間においてそれぞれ確保されていること。ただし、精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専門）並びに精神保健福祉援助実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「一人は専任教員である」を「一人以上の専任教員を有する」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「通信課程」を「印刷教材による授業」に、「方法は、次によること」を「方法が次によるものであること」に改め、同号ニ(2)中「別表第三」の下に「の科目の欄」を、「各科目」の下に「のうち印刷教材による授業の時間数に定めのあるもの」を加え、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　面接授業は、精神保健福祉士短期養成施設等が、自ら行い、又は学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）、専修学校若しくは各種学校に委託して行うこと。

第五条第二号に次のように加える。

ヌ　事務職員を有すること。ただし、当該事務職員は、通信指導を行う教員を兼ねてはならないこと。

第六条第一号ハ中「ソ」を「タ」に、同条第二号ロ中「ト、カからタまで及びソ」を「ホ、ト、ルからワまで、ヨ及びタ」に、「チ」を「ヌ」に改める。

別表第一（第五条、第六条関係）を次のように改める。

科目	時間数	
	精神保健福祉士短期養成施設等	精神保健福祉士一般養成施設等
人体の構造と機能及び疾病	三〇	三〇
心理学理論と心理的支援	三〇	三〇
社会理論と社会システム	三〇	三〇
現代社会と福祉	六〇	六〇
地域福祉の理論と方法	六〇	六〇
社会保障	三〇	三〇
低所得者に対する支援と生活保護制度	三〇	三〇
福祉行財政と福祉計画	三〇	三〇
保健医療サービス	三〇	三〇
権利擁護と成年後見制度		